

重要事項説明書 <居宅介護支援事業>

令和7年6月1日現在

1 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 名 称 | 犬山中央居宅介護支援事業所 |
| (2) 所在地 | 犬山市大字五郎丸字二夕子塚 6 |
| (3) 開設者 | 社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院 |
| (4) 代表者 | 理事長 竹腰 篤 |
| (5) 電話番号 | 0568-63-3707 |
| (6) 指定年月日 | 平成30年 6月 1日 |
| (7) 指定番号 | 2373401088 |

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、居宅サービスを適切に利用できるように心身の状況、置かれている環境やその家族の希望を考慮して居宅サービス計画を作成し適正な居宅介護支援を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

- 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ、効率的に提供されるように配慮して行います。
- 利用者の意思、及び人格を尊重し特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- 関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3 勤務体制及び職務内容

- (1) 管理者は1名とし、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に必要な業務を行います。
- (2) 介護支援専門員は、2名以上で、サービス計画等の提供にあたり居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

4 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
土曜日 午前8時30分から午後1時まで

5 居宅介護支援の内容及び利用料／提供するサービスの内容及び利用料

- (1) 居宅サービス計画書の作成にあたっては、次の課題分析票を用いて課題把握を行います。
使用する課題分析票 愛介連版アセスメントシート
- (2) 居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者から複数のサービス事業所の紹介を求めることや、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- (3) 居宅サービス計画書を利用者の同意を得たうえで文書により作成し、利用者に交付いたします。
- (4) サービス実施状況を把握する（モニタリング）ため、少なくとも1ヶ月に1回、居宅訪問を実施します。
- (5) 利用料については、介護保険から全額給付されますので、利用者負担はありません。
但し、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には、一時的に厚生労働大臣が定める基準の額を負担していただき、申請により、保険者から払戻を受けることとなります。

○基本報酬

《居宅介護支援費Ⅰ》

	要介護1・2	要介護3・4・5
45件未満の場合	1,086単位	1,411単位
45件以上60件未満の場合	544単位	704単位

《居宅介護支援費Ⅱ》一定の情報機器の活用、または事務職員の配置をしている場合

	要介護1・2	要介護3・4・5
50件未満の場合	1,086単位	1,411単位
50件以上60件未満の場合	522単位	683単位

○加算

加算		単位	算定回数・要件
初回加算		300単位	新規及び要支援から要介護に移行した場合の居宅サービス計画作成時 要介護状態区分が2区分以上変更時の居宅サービス計画作成時
入院時情報連携加算Ⅰ 入院時情報連携加算Ⅱ		250単位 200単位	入院の日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ） 入院の日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）
退院・退所加算	カンファレンス参加なし	連携1回	450単位
		連携2回	600単位
	カンファレンス参加あり	連携1回	600単位
		連携2回	750単位
		連携3回	900単位
通院時情報連携加算		50単位	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供をおこない、医師等から得た情報を居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度とする）

(1単位：10.42円)

(6) 通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は実費とします。

自動車を使用した場合の交通費

実施地域を越えた地点から片道おおむね5キロメートル未満 250円

実施地域を越えた地点から片道おおむね5キロメートル以上 500円

6 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は犬山市全域、扶桑町の一部、大口町の一部とします。

7 苦情の申立

サービス計画に対する苦情には迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設け必要な措置を講じます。

苦情相談窓口担当者 沢田 剛義 電話 0568-63-3707

犬山市高齢者支援課 電話 0568-44-0326

扶桑町介護保険課介護グループ 電話 0587-93-1111

大口町健康生きがい課 電話 0587-94-0051

愛知県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 電話 052-971-4165

8 秘密の保持

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において利用者もしくは利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者等から個人情報の同意書により同意を得ます。

9 損害賠償

利用者に対し事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い、市町村、当該利用者の家族等に連絡し必要な措置を行います。

10 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。

虐待又は疑われる事案が発生した場合は、市の虐待通報対応に沿い、必要な措置を講じます。

11 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為などの行為を禁止します。

12 感染、災害対策について

利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定するとともに、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行います。

当事業者（乙）は甲1に対する居宅介護支援事業について甲1、甲2に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

(乙) 指定居宅介護支援事業所

住 所	犬山市大字五郎丸字二夕子塚 6	
名 称	犬山中央居宅介護支援事業所	
管理者	氏名 沢 田 剛 義	印
説明者	氏名	

私（甲）は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者

住 所		
氏 名		印

(甲2) 利用者の家族代表

住 所		
氏 名		印